

公益社団法人宮城県獣医師会のオンライン会議開催要領

宮城県獣医師会における会議開催は本会等への招集会議を原則とするが、必要に応じてオンラインでの開催または参加を推進することとし、具体的には以下に定める要領に従うこととする。

1 オンライン会議の要件

- (1) 宮城県獣医師会会館以外の場所から参加する者（以下「遠隔地メンバー」という。）が、情報通信技術（ＩＣＴ）とビデオ会議ソフト（ＺＯＯＭ等）を用いて音声及び映像を即時に他のメンバーに伝達すること（遠隔地メンバー間の伝達を含む。）により、メンバーが一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること。
 - (2) 遠隔地メンバーが会議に参加している間は、当該メンバーを画面上で確認できること。
 - (3) 会議内容は個人情報に関わる非公開案件は除いたものであること。
- 2 オンライン会議は、理事会、三役会、委員会、テレワークによる職員会議等において実施することができる。
- 3 オンライン会議の参加は、前項による各会議の出席として扱うこととし、オンライン会議は、第1項の要件及び当該メンバーの半数以上の出席を満たすことによって成立する。
- 4 オンライン会議を実施する場合には、当該委員会等の代表者は、あらかじめ事務局にその旨を申し出た上で、事務局より会議開催通知を発出することとする。会議開催日程の決定に際しては、事務局は必要に応じ、調整を行うこととする。

なお、オンライン会議にかかる ID やパスワードなど必要な情報については、本会への登録アドレス（主アドレス）に送信することとする。

- 5 オンライン会議の参加者が、必要な機材等を使用できる環境にない場合は、従来どおり本会に来館のうえ、会議に参加することとする。
- 6 オンライン会議を実施する場合の資料については、会議開催日の2日前までに電子メール又は郵便等で事務局に送付することとする。事務局はメンバーに当該資料をメールで送付もしくはホームページに掲載することとする。
- 7 オンライン会議への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行い、メンバー以外の者からの干渉を防がなくてはならない。
- 8 オンライン会議の開催中に、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が届時に他のメンバーに伝わり、適時的確な意見表明をメンバー相互で行うことができるときは該当者の出席は継続するが、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、該当者は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 9 当該会議の議事進行を務めた者（委員長等）は本会の委員会設置に関する規則第7条第2項による議事要旨（議事録）を作成するとともに、必ず出欠者の報告を行うこととする。
- 10 オンライン会議の実施に当たっては、個人情報の漏えい防止など、セキュリティには十分配慮することとする。
- 11 オンライン会議の実施に際しては、事務局の職員が必要な支援を行うこととする。
- 12 オンライン出席者には、従来の会議を行う場合と同様に、別に定める金額を支給することができる。なお、外部の者を招致した場合は、「金額」を「謝金」と読み替えて適用する。ただし、理事及び監事、また、自治体・団体職員からの職域選出委員については支給しない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月27日から施行する。（令和2年度第2回理事会決定）
- 2 この要領については、施行後の運用を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。